

特約事項

1. 労働安全に留意し、作業制限等を遵守の上、作業を実施してください。万が一事故や災害が起きた場合は、速やかに管轄森林事務所及び棚倉森林管理署に連絡してください。また、事業着手前に管轄する森林事務所へ「立木販売箇所の事業計画書」を提出してください。事業終了前には管轄する森林官等と現地確認を行ってください。なお、伐採・搬出の着手は、森林管理署長等による事業計画書の承認後となります。

2. 区域内の調査木は全て伐採・搬出をして下さい(国有林野事業林産物売買契約約款第 10 条に記載のとおりです。)やむを得ず棄権する場合は該当森林事務所へ申し出て下さい。

3. 搬出路作設については、別紙 6「特約事項(立木販売)(伐採・搬出、森林作業道等作設)」のとおりとなります。水切りを行い、沢水等が直接沢や公道等に流れ込まないようにしてください。末木枝条、残材等は沢や土場に野積み放置しないで下さい。土場跡地についても整正願います。また、「国有林野における林地保全に配慮した生産販売事業の推進について」により次の(1)から(5)を遵守していただくこととなります。

- (1) 買受人は、別紙 7「主伐時における伐採・搬出指針」(3 の①及び⑤を除く)を遵守しなければならない。
- (2) 買受人は、別紙 8 に定める「伐採及び搬出に係るチェックリスト」を森林管理署長等に提出しその確認を受けなければならない。
- (3) 買受人は、物件の伐採、加工又は搬出等のため国有林野内に集材路、森林作業道又は土場を作設する必要があるときは、当該集材路等の計画を明示した図面を含めた事業計画を森林管理署長等に申請し、その承認を受けること。
- (4) 買受人は、(3)で承認を受けた集材路等の計画に変更が生じたときは、その変更について森林管理署長等に申請し、その承認を受けること。
- (5) 森林管理署長等は、買受人による承認を受けた集材路等の計画と異なる施工、チェックリストの不遵守等により、林地崩壊が発生し又は発生する可能性が高い等林地保全上特に問題があると認めるときは、買受人の負担において植栽や盛土の転圧、排水溝の設置等の必要な措置を命じることができること。この場合において、買受人は森林管理署長等の命に応じ、必要な措置を講じなければならない。

4. 搬出路作設の際、契約対象外の立木を伐採する場合は、支障木の調査及び販売手続きが必要になります。日数を要しますので、予めご了承いただき管轄森林事務所へ申し出て下さい。また、支障木の代金納入が確認できる振り込み証明の写しを、棚倉森林管理署へ必ず提出の上、作業に着手してください。

- 5.林産物搬出で使用するトラックに、オプション部品装着等によって、急勾配の林道が走行出来ない場合があります。運搬区間を走行出来るか確認の上、入札して下さい。林道等を通行した場合、事業終了後に路面整正の要否を森林官等へ確認し、指示を受けて下さい。
- 6.公道利用における申請及び法令制限林箇所についての作業許可等は、買受者が所定の手続きを行ってください。また、民有地に係る交渉等についても、買受者が行ってください。
- 7.境界標識の保護に留意願います。毀損等があれば、買受者負担で復元していただきます。公売物件内及び周辺に貸付地等がある場合には、施設および貸付杭の保全に留意願います。毀損等があれば、買受者負担で補償していただきます。
- 8.以上のほか、現地案内の際に説明する事項についても遵守していただきます。